

ドイツ刑法の規定（仮訳）

第142条（事故現場からの無許可離脱）

- ① 事故関与者が、道路交通における事故の後、
 - 1 他の事故関与者及び害を被った者のために、現場にとどまり、事故に関わったことを報告することにより、自己の身元、車両及び事故への関わり方を確定できるようにすることなく、又は
 - 2 何人も事故確定を行う用意がないときに、諸事情にかんがみて適切な時間、待機することなく事故現場から離れたときは、3年以下の自由刑又は罰金に処する。
- ② 事故関与者が、
 - 1 現場に待機すべき時間（第1項第2号）の経過後、又は
 - 2 正当に若しくは免責的に事故現場から離れ、遅滞なく事後の事故確定を可能にしなかったときは、第1項により処罰する。
- ③ 事故関与者が、権利者（第1項第1号）又は最寄りの警察署に対して、自己が事故にかかわったことを知らせたとき、及び、自己の住所、滞在地並びに車両の特徴及び所在地を明らかにし、直ちに事故確定をするため、その者に期待できる時間内に車両を提供したときは、事故確定を事後に可能にすべき義務は果たされている。ただし、事故関与者が、その態度により、事故確定を意図的に妨げたときは、この限りではない。
- ④ 事故関与者が多大でない損害のみが生じた、交通量の多い所以外での事故の後、24時間以内に、任意に事故確定を事後に可能にしたときは（第3項）、裁判所は、第1項及び第2項の場合に、刑を減輕し（第49条第1項）、又はこれらの規定に定める刑を免除することができる。
- ⑤ 事故関与者とは、その者の態度が、当該事情の下で事故発生の原因となった可能性のある者すべてをいう。

第323条c（不救助）

事故又は公共の危険若しくは緊急の際に、救助が必要であり、当該状況によれば行為者に救助を期待することができ、特に自身への著しい危険も他の重要な義務に違反することなく救助が可能であったにもかかわらず、救助を行わなかった者は、1年以下の自由刑又は罰金に処する。